

療育手帳に関する規則第6条に規定する判定基準

区分	18歳未満	18歳以上
重度 A	1 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね35以下の児童で、日常生活における食事、着脱衣、排泄等の動作並びに意思交換及び学業等の能力（以下「社会生活を営む能力」という。）が境界域以下のもの。 2 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の児童で、社会生活を営む能力が重度以下のもの、又は強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動、睡眠障がい並びに食事及び排泄に係る不適切な行動、自分の体をたたいたり傷つけたりする行動並びに他者をたたいたり物をこわす等の行動、その他の配慮を要する行動やてんかん及びその他の疾患（以下「行動及び医療保健」という。）などで著しく、若しくは常時特別の介助及び介護を要するもの。 3 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の児童で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳を交付され、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当するもの。 4 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が重度以下、かつ行動及び医療保健などで著しく、若しくは常時特別の介助及び介護を要するもの。 5 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が中度以上、かつ行動及び医療保健などで常時特別の介助及び介護を要するもの。	1 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね20以下の者で、日常生活における食事、着脱衣、排泄等の動作並びに意思交換及び家事職業等の能力（以下「社会生活を営む能力」という。）が中度以下のもの。 2 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね20以下の者で、社会生活を営む能力が軽度、かつ、強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動、睡眠障がい並びに食事及び排泄に係る不適切な行動、自分の体をたたいたり傷つけたりする行動並びに他者をたたいたり物をこわす等の行動、その他の配慮を要する行動やてんかん及びその他の疾患（以下「行動及び医療保健」という。）などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要するもの。 3 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね21以上35以下の者で、社会生活を営む能力が重度以下のもの。 4 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね21以上35以下の者で、社会生活を営む能力が中度、かつ行動及び医療保健などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要するもの。 5 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね21以上35以下の者で、社会生活を営む能力が軽度、かつ行動及び医療保健などで常時特別の介助及び介護を要するもの。

区分	18歳未満	18歳以上
重度 A		6 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が最重度のもの。 7 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が重度で、行動及び医療保健などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要するもの。 8 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が中度で、行動及び医療保健などで常時特別の介助及び介護を要するもの。 9 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね50以下の者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳を交付され、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当するもの。 10 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力がおおむね最重度で、行動及び医療保健などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要するもの。 11 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が重度で、行動及び医療保健などで常時特別の介助及び介護を要するもの。

区分	18歳未満	18歳以上
中度 B 1	1 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の児童で、社会生活を営む能力が中度以上、かつ行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 2 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が重度以下、かつ行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 3 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が中度以上、かつ行動及び医療保健などで著しく介助及び介護を要するもの。	1 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね20以下の者で、社会生活を営む能力が軽度であって、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 2 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね21以上35以下の者で、社会生活を営む能力が中度であって、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 3 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね21以上35以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで著しく、若しくはある程度の介助及び介護を要するか、あまり介助及び介護を要しないもの。 4 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が重度で、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 5 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が中度で、行動及び医療保健などで著しく、若しくはある程度の介助及び介護を要するか、あまり介助及び介護を要しないもの。 6 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要

		するもの。
--	--	-------

区分	18歳未満	18歳以上
中度 B 1		7 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が最重度で、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 8 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が重度で、行動及び医療保健などで著しく、若しくはある程度の介助及び介護を要するか、あまり介助及び介護を要しないもの。 9 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が中度で、行動及び医療保健などで常時特別の、若しくは著しく介助及び介護を要するもの。 10 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで常時特別の介助及び介護を要するもの。

区分	18歳未満	18歳以上
軽度 B 2	標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の児童で、社会生活を営む能力が中度以上、かつ行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。	1 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね36以上50以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 2 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が中度で、行動及び医療保健などである程度の介助及び介護を要するか、若しくはあまり介助及び介護を要しないもの。 3 標準化された知能検査又は発達検査によって測定された知能指数又は発達指数が、おおむね51以上75以下の者で、社会生活を営む能力が軽度で、行動及び医療保健などで著しく、若しくはある程度の介助及び介護を要するか、あまり介助及び介護を要しないもの。